

報道各位

新潟市中央区窓口サービス課

公文書の誤廃棄について

この度、中央区窓口サービス課が保管していた交付請求書及び交付申請書を定められた保存期間満了前に誤って廃棄したことが判明しました。

確実に保管すべき書類を廃棄したことについて、市民の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止と適切な文書管理を徹底してまいります。

1 対象公文書

令和6年6月3日～18日（12日分）受け付けの下記書類

- ① 住民票・戸籍・印鑑登録証明書等交付請求書
- ② 市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書交付申請書
- ③ ①・②の添付書類（委任状、本人確認書類の写し等）

2 経緯と原因

○令和7年1月22日

保存期間が満了した令和元年度分交付請求書等を格納した文書保存箱を廃棄。

○令和7年3月14日

新たに文書保存箱を書庫へ格納した際、令和6年6月前半分の文書保存箱が見当たらないことから状況を確認したところ、上記1月の文書廃棄の際に誤って令和元年度分と一緒に廃棄したことが分かりました。

3 誤廃棄の影響（個人情報流出）

廃棄文書は当日中に破砕処理されることから、個人情報は流出しておりません。

4 再発防止策

改めて文書管理全体のチェック体制を見直し、個人情報と公文書の適正管理を徹底します。

<問い合わせ先>

新潟市中央区窓口サービス課

担当：荒木

電話：025-223-7168（直通）